

検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について

令和5年1月より、自動車重量税、検査登録手数料、技術情報管理手数料を含めたクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されることに伴い、国土交通省より、自動車技術総合機構の審査を伴う申請時及び指定自動車整備事業者における保安基準適合証等による申請時の取り扱いについて、下記のとおり、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

自動車技術総合機構の審査を受検される皆様へ

キャッシュレス決済を利用される方は「事前決済登録情報」を記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
鹿児島運輸支局

お知らせ

指定自動車整備事業者の皆様へ

キャッシュレス決済を利用する際は、適合証に「キャッシュレス」記載願います!

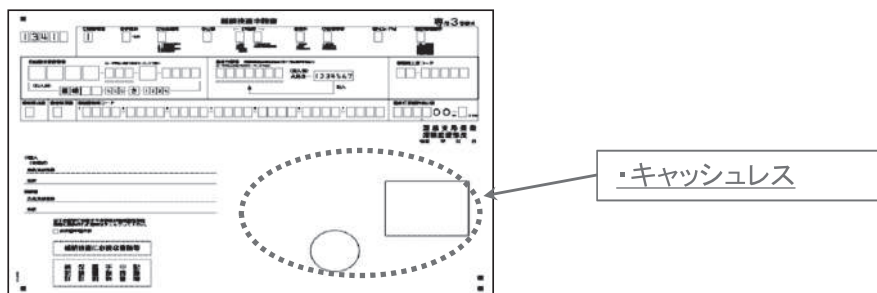
これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、保安基準適合証や申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」と記載



国土交通省自動車局 整備課
鹿児島運輸支局